

# 少子・高齢化社会に対応した 介護福祉士・看護師・准看護師の専門学校の設立

医療法人久幸会 理事長  
稲庭千弥子

1. 設立する介護福祉士・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留学生を50%程度とする。
  - ・養成校は一般社団で開設。通信制度も考慮。奨学金制度を積極的に導入。
  - ・入学者は日本人・中国人・ベトナム人などを想定。

※平成28年11月1日に改正・・・10%以内を撤廃

2. 留学生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく、就労業務として在留できるようにする。
  - ・日本人以外は中学生・高校生から留学し、高校卒業までは秋田県で教育することも考慮する。

※特区申請

# 日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約90.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

平成28年11月28日改正

## ①就労目的で在留が認められる者 約16.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ②身分に基づき在留する者 約36.7万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③技能実習 約16.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

## ④特定活動 約1.3万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約19.2万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師、 <b>介護福祉士</b>
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末下現在)による、外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務付ける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
  - ・ (2) の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・ (2) の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・ (3) の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・ (4) の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。

【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

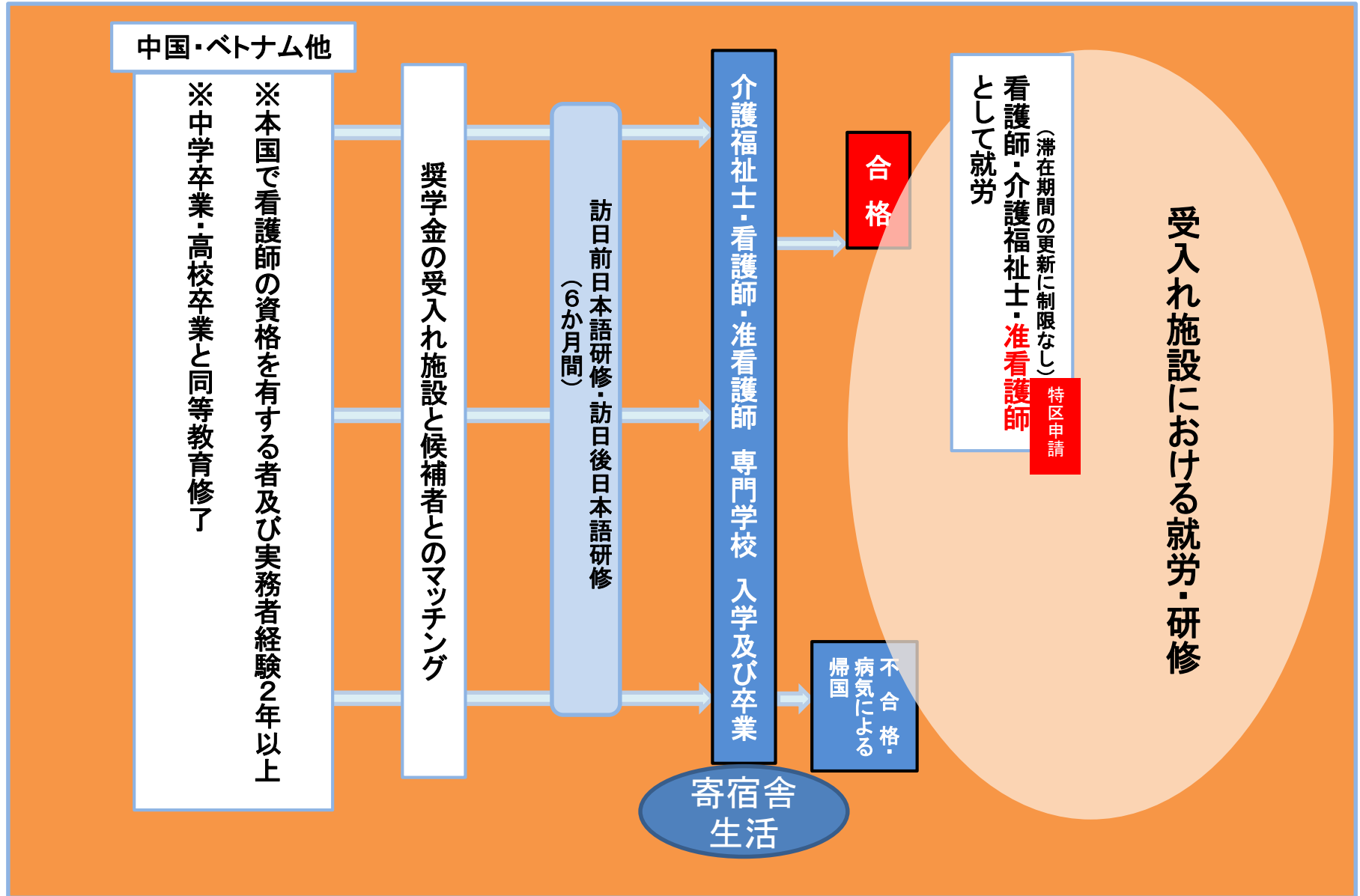
## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

# 少子・高齢化社会に対応した介護福祉士・看護師・准看護師の専門学校の設立 ・・受け入れの流れ



# 平成26年度特区資料から秋田県の次世代創生特区構想

## 現状

- ・昭和57年以降、人口減少に歯止めがかかっていない(年間1万人超の減少)
- ・社会減に加え、平成5年から自然減へ
- ・人口減少率は1.18%(全国)
- ・高齢化率は31.6%

## 将来(平成52年)

- ・人口は104万人から70万人へ(▲34万人)
- ・生産年齢人口は現在の64万人から34万人へ半減し、老年人口とほぼ拮抗

- ・人口減少率、高齢化率が全国一である「秋田県」において、国家戦略として地方の人口減少対策に関する措置を集中的に講じることにより、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活力を維持する。
- ・これを地方創生のモデルとして全国展開することにより、我が国全体の人口・活力が維持され、産業の国際競争力強化のための基盤が構築される。

## 1 地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出

### (1) 農業

#### 6次産業化や農商工連携の推進

- ・品質が高く魅力ある農産物を活かした6次産業化の推進による市場規模の拡大

### (2) 新エネルギー…風力、地熱など再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の育成

- ・今後の伸び(国の設備認定量)が全国一の風力発電等を活かした「新エネルギー立県秋田」の創造
- ・全国に先駆け、洋上風力発電導入に向けた取組を推進

### (3) 医工連携・シニアビジネス

#### 医療・福祉機器関連産業の振興と新たなビジネスモデルの創出

- ・医療機器全国第15位の出荷額の更なる拡大を図るとともに、産学官連携による秋田発の医療・福祉機器の新製品開発を促進
- ・**全国一の高齢化率という特性を活かしたシニアビジネスモデルの創出と国内外への展開**

## 2 ふるさとを支える地域活力の維持

### (1) 各世代における地方・ふるさと回帰の促進

- 各世代等の地方・ふるさと回帰に向けた環境整備や移住者の起業推進
- ・お試し移住体験事業など様々な移住対策の促進

### (2) 高齢化率全国一を踏まえた介護人材の育成・確保

- 介護分野における安定的な人材確保の一方策として、外国人材の育成・確保
- ・**高齢化率全国一の状況を踏まえ、介護人材不足に備えた外国人材の受入環境の整備**

### (3) 地域が自ら考えるまちづくりや地域づくり

- 優良農地の確保に配慮しつつ、地域の実情に応じたまちづくりや地域づくりに、迅速に対応
- ・国の関与がなくなることによる事務処理の簡素化・迅速化
- ・県から市町村への権限移譲により、申請から許可までの手続きが市町村で完結

【規制・制度改革等】  
後期高齢者に対する医療  
保険の住所地特例  
・移住者の起業等に関する  
税制優遇など

【規制・制度改革等】  
技能実習期間の延長  
など

## 3 国による抜本的な人口減少対策の先行実施

### 抜本的少子化対策

- ・「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供など、次の親世代に対する支援の充実強化
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減、企業による仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、子供を産み育てる環境の充実強化
- ・**子供を生み育てる世代が住み暮らす地域社会作り**

### 産業活性化

- ・今後成長が見込まれる新エネルギー、**医工連携による医療**
- ・**福祉機器関連産業などへの参入促進**
- ・**シニアビジネスなどの新たなサービス産業への参入促進**
- ・中小企業振興条例を踏まえた中小企業の経営基盤の強化と**地域資源を活用した産業の振興**